

事業場の排水規制に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）及び福岡市下水道条例（昭和37年条例第44号）で定める水質基準（以下「下水排除基準」という。）に適合しない又は適合しないおそれのある（以下「不適合」という。）下水を排除した事業場（以下「不適合事業場」という。）に対して公正かつ適正な指導を行うため、指導基準等の必要な事項を定めるもの。

(定義)

第2条 指導とは、事業場排水の水質検査結果による下水排除基準に不適合の事実等に基づく行政措置（注意・勧告）をいう。

(指導の基準)

第3条 指導は、下水排除基準に不適合の区分並びに不適合の原因等を考慮し、行政措置運用基準により決定する。ただし、不適合の原因が悪質で、緊急の措置を必要とする場合等運用基準によりがたい場合は、この限りでない。

2 指導は、次の各号に定める事項等を十分勘案し、決定を行うものとする。

- (1) 不適合の状況（水質項目、水質濃度、排水量など）
- (2) 過去の不適合状況及び指導経過（指導内容及び事業場の改善姿勢等）
- (3) 特定施設及び除害施設等の維持管理状況
- (4) 故意又は過失の別

(指導の内容)

第4条 水質検査の結果、不適合の事実が判明した場合、指導は原則として次のとおり行う。

- 1 不適合の事実（違反項目・測定値・採水日時等）を通知し、水質改善のための応急措置を講じさせる。
- 2 不適合事業場に対しては、立入調査を行い、当該事業場の代表者又はその者に代わる責任者の立会の下、不適合の原因について調査及び聴取を行う。
- 3 立会の際、「注意書」、「勧告書」で不適合の事実を通知し、注意又は勧告を行い、必要な技術指導等を行う。
- 4 期限を定めて汚水を排出する施設の構造、汚水を排出する施設の使用の方法若しくは除害施設の処理の方法について行った改善内容を改善報告書及び水質測定結果書にて求める。
- 5 報告書のとおり改善がなされているか現地調査を行うとともに、採水調査を実施して下水排除基準に適合していることを確認する。

附 則

この要綱は、平成17年11月14日より施行する。